SOMPO

損保ジャパン

2027年1月版

2027年1月1日以降に満期を迎えるお客さまへ

自動車保険改定のご案内

平素より損保ジャパンをお引き立ていただきありがとうございます。
損保ジャパンでは、2027年1月に自動車保険の改定を実施しました。主な改定内容を次のとおりご案内しますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1. 保険料に関する改定

1 保険料水準の見直し

THEクルマの保険 SGP

- 近年、物価の上昇や自動車の高性能化などを背景に、一台あたりの修理費が増加傾向にあり、依然としてお支払いする保険金が増加しています。今後も安定的にお客さまへ自動車保険を提供し続けるため、保険料水準の見直しを行います。
- 平均的な保険料水準は引上げとなりますが、実際にお客さまにご負担いただく保険料は、ご契約条件により異なります。
- 特に、保険期間が1年を超える長期契約は、ご契約期間中の保険料が固定されるため、2年度目以降に想定される物価や修理費の上昇分などをあらかじめ保険料に反映しています。そのため、1年契約のお客さまとの公平性を保つ観点から、1年契約に比べて平均的な保険料の引上げ幅が大きくなります。

2 「ロードアシスタンス等諸費用特約」および「代車費用特約」の改定

THEクルマの保険 SGP

- リスク実態に合わせた保険料体系とするため、「ロードアシスタンス等諸費用特約」および「代車費用特約※1」の特約保険料を以下のとおり改定します。これに伴い、一部のご契約では特約保険料が引上げとなります。なお、この改定に伴い、両特約の特約保険料を「安全運転割引」および「走行特性割引」の割引適用対象とします。

特約名	改定前	改定後
ロードアシスタンス等諸費用特約	条件による保険料の違いはありません。	ノンフリート等級※2と用途車種に応じて、保険料が変わります。
代車費用特約※1	条件による保険料の違いはありません。	ノンフリート等級※2と「車両全損時再取得・修理費用特約※3」のセット有無に応じて、保険料が変わります。

※1 旧「代車費用特約(事故時30日型)」をいいます。「代車費用特約(15日型)」の販売終了に伴い、特約名称を変更します。詳細は4ページ 8 を参照してください。
※2 ノンフリート等級別料率を適用する契約には、資格審査期間中のフリート契約を含みます。
※3 本改定で新設する特約です。詳細は3ページ 6 を参照してください。

2. 商品・取扱い規定の改定

1 「安心更新サポート特約(自動継続型)」の新設

THE クルマの保険 SGP

●「安心更新サポート特約(自動継続型)」を新設し、保険期間が1年のご契約(短期契約は対象外)に自動セット※1します。
●また、「安心更新サポート特約」について、従来の「安心更新サポート特約」の特約名称を「安心更新サポート特約(手続型)」に変更し、保険期間が2年または3年の整数年のご契約に自動セット※1します。
●セットされる特約の種類に応じて、以下のとおり次回更新時※2のご案内方法などが変更となります。

保険期間	特約名	次回更新時のご案内方法	自動継続(更新)日	ご注意点
1年	安心更新サポート特約 (自動継続型)	「自動車保険更新のご案内」の郵送	満期日の 14日前	自動継続日の前日までに当社またはご契約者のいずれか一方から、契約内容変更または自動継続停止のお申出がない場合、前年と同等条件で自動継続します※3。
2・3年	安心更新サポート特約 (手続型)	「自動車保険更新のご案内」の メールまたは郵送	満期日	・更新の都度、お手続きが必要です。 ・ご契約者とご連絡がとれない場合にかぎり、前年と同等条件で自動更新し、手続き漏れを防止します。

※1 所定の条件を満たさない場合はセット対象外となります。
※2 本特約セット以降に満期日を迎えるタイミングのことをいいます。
※3 更新前契約の通知締切日(満期日)までにお申出いただければ、更新後契約の訂正および継続停止が可能です。

2 「ファミリーバイク特約」の改定

THE クルマの保険 SGP

●「ファミリーバイク特約(自損傷害型)」を販売終了し、「ファミリーバイク特約(人身傷害型)」のみの販売とします。本改定に伴い、「ファミリーバイク特約(人身傷害型)」の特約名称を「ファミリーバイク特約」に変更し、人身傷害保険を適用したご契約にのみセットできるよう改定します。
●「ファミリーバイク特約(自損傷害型)」をセットしたご契約の満期時のご注意点は下表のとおりとなります。満期を迎えるご契約が人身傷害保険を適用していない場合は、「ファミリーバイク特約」(旧ファミリーバイク特約(人身傷害型))をセットできないため、「安心更新サポート特約」による自動更新の対象外となります。

セット特約	条件	満期時のご注意点
ファミリーバイク特約 (自損傷害型)	人身傷害保険を適用している場合	「ファミリーバイク特約」(旧ファミリーバイク特約(人身傷害型))へ読み替えます。
	人身傷害保険を適用していない場合	「ファミリーバイク特約」(旧ファミリーバイク特約(人身傷害型))はセットできません。 必要に応じて、人身傷害保険の適用をご検討ください。

3 対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険の改定

THE クルマの保険 SGP

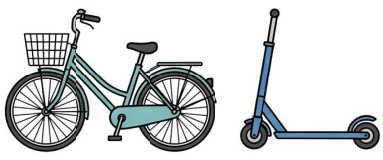
●最適な補償と万が一の事故時の安心をご提供するため、ノンフリート契約について以下のとおり改定します。
●対人賠償責任保険の保険金額を「無制限」のみとします。
●対物賠償責任保険の保険金額を「無制限※」、自己負担額を「0万円(自己負担なし)」のみとします。
●人身傷害保険で設定可能な1名あたりの保険金額を、「3,000万円」「5,000万円」「7,000万円」「1億円」「無制限※」のみとします。
●満期を迎えるご契約において、廃止となる保険金額・自己負担額を設定している場合は、満期時に読み替えておすすめします。おすすめする保険金額・自己負担額につきましては、「自動車保険更新のご案内」をご確認いただくか、取扱代理店にお問い合わせください。

※無制限と定めることができないご契約を除きます。

4 「車対車事故・限定危険特約」および「車両限定危険特約」の補償範囲拡大

THE クルマの保険 SGP

●自動車と歩行者・自転車との衝突・接触や、新たな形態の交通乗用具のリスクに対応するため、車両保険(「リースカーの車両費用特約」を含みます。)における「車対車事故・限定危険特約」および「車両限定危険特約」の補償対象事故の範囲に、これまで対象外としていた「人」および「電車・自転車・原動機を用いないキックボード等の交通乗用具※」との衝突・接触を追加します。



※汽車、電車、移動用小型車、自転車、ベビーカー、原動機を用いないキックボード等をいいます。

5 車両保険における自己負担額の改定

THE クルマの保険 SGP

●ノンフリート契約※について設定可能な車両保険(「リースカーの車両費用特約」を含みます。)の自己負担額を下表のとおり見直し、一部の自己負担額を廃止します。

●満期を迎えるご契約において、廃止となる自己負担額を設定している場合は、満期時に読み替えておすすめします。おすすめする自己負担額につきましては、「自動車保険更新のご案内」をご確認いただくか、取扱代理店にお問い合わせください。

	用途車種	方式	改定前	改定後
①	②～③以外の用途車種	増額方式	(1回目の車両保険事故)－(2回目以降の車両保険事故) 0－10万円・3－10万円・5－10万円	(1回目の車両保険事故)－(2回目以降の車両保険事故) 0－10万円・5－10万円
		定額方式	0万円(自己負担なし)・3万円・5万円・7万円・10万円・15万円・20万円	0万円(自己負担なし)・5万円・10万円・20万円
②	二輪自動車	定額方式	5万円・7万円・10万円	5万円・10万円
③	原動機付自転車	定額方式	1万円・3万円・5万円・7万円・10万円	
	農耕作業用自動車	定額方式		

※レンタカー、教習用自動車の場合は、引き続き用途車種に応じてそれぞれフリート契約と同一の自己負担額(定額方式)を適用します。

6 「車両全損時再取得・修理費用特約」の新設

THE クルマの保険 SGP

●「車両新価特約」および「車両全損時復旧費用特約」を統合し、「車両全損時再取得・修理費用特約」を新設します。

●これまで「車両新価特約」および「車両全損時復旧費用特約」のセット可否は、新車価格相当額に対する車両保険金額の割合により決まっていましたが、新設する「車両全損時再取得・修理費用特約」は、車両保険金額と新車価格相当額の関係によらずセット可能となり、補償内容も統一されます。

●統合前の「車両新価特約」では支払条件の1つである「修理費が新車価格相当額の50%以上となり、かつ、再取得を行ったとき」は、「契約自動車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合」に限定していますが、新設する「車両全損時再取得・修理費用特約」においては、気象現象(台風・豪雨・雹・雪等)によって損傷が生じた場合は、「契約自動車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合」以外でも補償対象となるよう改定します。

●満期を迎えるご契約に「車両新価特約」または「車両全損時復旧費用特約」がセットされている場合は、満期時に「車両全損時再取得・修理費用特約」に読替えを行います。

	改定前		改定後
特約名	車両新価特約	車両全損時復旧費用特約	車両全損時再取得・修理費用特約
セット条件※1	・契約自動車が自家用8車種であること ・車両保険を適用していること ・車両保険金額が新車価格相当額の50%以上であること	・契約自動車が自家用8車種であること ・車両保険を適用していること ・車両保険金額が新車価格相当額の50%未満であること	・契約自動車が自家用8車種であること ・車両保険を適用していること
支払条件※2	「車両新価特約」の支払条件の「修理費が新車価格相当額の50%以上となり、かつ、再取得を行ったとき」は、契約自動車の内外装・外板部品以外に著しい損傷が生じた場合のみ		支払条件の「修理費が新車価格相当額の50%以上となり、かつ、再取得を行ったとき」は、以下の①②のいずれかに該当する場合 ①契約自動車の内外装・外板部品以外に著しい損傷が生じた場合 ②気象現象(台風・豪雨・雹・雪等)によって損傷が生じた場合
支払限度額	新車価格相当額	以下のいずれか低い額(復旧費用限度額) ア. 車両保険金額(協定保険金額)の2倍 イ. 車両保険金額(協定保険金額)+100万円	以下のいずれか低い額 ア. 車両保険金額(協定保険金額)の2倍 イ. 新車価格相当額

※1 一部のセット条件を記載しています。
※2 改定となる一部の支払条件を記載しています。

7 「故障運搬時車両損害特約」のセット条件の改定

THE クルマの保険 SGP

●1年を超える保険期間のご契約では、故障リスクが保険期間の途中で急激に高まる可能性があり、将来の故障リスクの正確な予測が難しいという課題がありました。そのため、より多くのお客さまに公平かつ安定的に補償をお届けすることを目的に、「故障運搬時車両損害特約」をセットできる条件を、保険期間「3年以内」から「1年以内」に改定します。

(注)満期を迎えるご契約の保険期間が1年超で「故障運搬時車両損害特約」がセットされているご契約の場合は、特約セット対象外となるため、「安心更新サポート特約」による自動更新の対象外となります。

8 「代車費用特約」に関する改定

THE クルマの保険 SGP

- 「代車費用特約（15日型）」を販売終了し、「代車費用特約（事故時30日型）」の特約名称を「代車費用特約」に変更します。
- 満期を迎えるご契約に「代車費用特約（15日型）」がセットされている場合は、満期時に「代車費用特約」に読替えを行います。
- ノンフリート契約について、「代車費用特約」をセットする場合に設定可能な支払限度日額を「5,000円」「7,000円」「10,000円」「15,000円」のみとします。
- 「車両全損時再取得・修理費用特約」をセットしたご契約で、自動車の再取得により「車両全損時再取得・修理費用特約」の保険金をお支払いする場合は「代車費用特約」における代車の利用限度日数を30日から90日※1に延長します。

		改定前	改定後
事故の場合	自動車の再取得により、「車両全損時再取得・修理費用特約」の保険金をお支払いする場合	30日限度	90日限度
	上記以外※2		30日限度
故障の場合		15日限度	15日限度

新しいお車の納車に時間がかかっても安心して代車を利用できます。

※1 ただし、代車の利用日数が30日を経過する日までに、自動車を再取得する旨を損保ジャパンへ通知する必要があります。通知がない場合は、再取得する場合であっても限度日数は30日となります。

※2 修理する場合や、自動車を再取得するが「車両全損時再取得・修理費用特約」の適用条件を満たさない（分損かつ修理費が新車価格相当額の50%未満となる）場合などです。

9 その他の改定

THE クルマの保険 SGP BAP

改定項目	概要
特約ラインアップの見直し	以下の特約を販売終了します。 【THE クルマの保険・SGP共通】 ・車対車自己負担なし特約 ・代車費用特約（15日型） ・エコパーツ使用特約 ・ファミリーバイク特約（自損傷害型） 【SGP】 ・対人臨時費用対象外特約 ・休車費用特約 ・安全運転教育費用特約 ・搭乗者傷害特約（日額払）※　※ノンフリート契約のみ、販売終了します。
「無保険車傷害特約」の自動セット化	対人賠償責任保険を適用した「SGP」において、「無保険車傷害特約」は記名被保険者が法人のご契約やフリート契約の場合、任意でセット可能な特約でしたが、これらのご契約についても自動セットとします。 （注）「対人火災・爆発・漏えいのみ特約」「対物火災・爆発・漏えいのみ特約（タイプ1）」をセットした契約は対象外です。
「臨時代替自動車特約」のセット条件の改定	「SGP」で一部のご契約に自動セットしている「臨時代替自動車特約」を「THE クルマの保険」にも新設し、すべてのご契約に自動セットとします。また、「SGP」においても、すべてのご契約で自動セットとなるよう改定します。 （注）「他車運転特約」、「他車運転特約（二輪・原付）」または「ファミリーバイク特約」が優先して適用されます。
人身傷害保険の支払要件の改定	人身傷害保険は、「契約自動車の運行に起因する事故」を補償対象としていますが、契約自動車搭乗中において「自動車の運行に起因する事故」であれば、契約自動車の運行に起因しない事故であっても一律補償できるよう改定します。
「人身傷害入院時諸費用特約」の補償対象費用の追加	「人身傷害入院時諸費用特約」の補償対象として「差額ベッド費用※」を追加します。なお、「差額ベッド費用」の限度額は、「1回の事故につき、被保険者1名ごとに1日あたり20,000円」となります。 ※被保険者が普通病室以外の病室に入院する場合において、当該病室と普通病室の入院料との差額として、被保険者が負担した費用をいいます。
「個人賠償責任特約」の補償拡大	受託品の損壊事故のうち、これまで補償対象外としていたノートパソコンやタブレット端末等について、補償対象となるよう改定します。
「BAP」における「クレジットカード払特約（登録方式）」の販売終了	「BAP」における保険料の支払方法のうち、クレジットカード払（登録方式）を廃止します。
「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」の紙冊子の廃止	ペーパーレス化の推進のため、紙冊子による「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」の提供を廃止し、Webでの提供のみとします。「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://cdms.jp/sjnk/car/index.aspx）でご確認ください。

ご確認ください

損保ジャパンは過去にも自動車保険の改定を実施しております。本改定前に実施済みの改定の内容につきましては、下記のURLからアクセスしていただくか、右記の2次元コードを読み取り、損保ジャパン公式ウェブサイトからご確認ください。
https://www.sompo-japan.co.jp/kinsurance/automobile/announce/

★ノンフリート契約とは、所有・使用自動車の総契約台数が9台以下の保険契約をいいます。フリート契約とは、所有・使用自動車の総契約台数が10台以上の保険契約をいいます。
★「THE クルマの保険」は個人用自動車保険、「SGP」は一般自動車保険のペットネームです。「BAP」は自動車保険に特約をセットした、主に事業者向けの商品です。
★ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」などをご確認ください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1
＜連絡先＞https://www.sompo-japan.co.jp/contact/

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

（SJI26-57117　2026.7.28）18890-01（26060125）505952-0100